

公益財団法人黒石市体育協会職務及び権限規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人黒石市体育協会（以下「協会」という。）定款第23条の規定に基づき、役員及び管理職の地位にある者が遂行する基本職務及び職務権限を定め、その責任の明確化及び業務処理の円滑化を図ることを目的とする。

(会 長)

第2条 会長は、協会定款第21条第3項に基づく協会の代表理事として業務を執行するとともに総括管理する。

2 会長の職務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること
- (2) 予算の原案を作成すること
- (3) 決算に関すること
- (4) 理事会その他重要な会議に関すること
- (5) 定款、規則及び規程等の制定、改廃に関すること
- (6) 行政庁に対する重要な許可及び承認の申請並びに報告に関すること
- (7) 組織及び権限の委任に関すること
- (8) 人事制度、給与制度に関すること
- (9) 職員、臨時職員の任免、休職、復職、異動等に関すること
- (10) 職員の昇格及び昇給等に関すること
- (11) 職員の表彰及び懲戒処分に関すること
- (12) 役員の旅命令に関すること（様式第1号）
- (13) 重要な契約の締結に関すること
- (14) 重要な資産の取得、賃貸及び処分に関すること
- (15) 重要な業務の委託又は受託に関すること
- (16) 取引金融機関の決定又は変更に関すること
- (17) 事業資金の借入れ又は償還に関すること
- (18) 損害賠償等に関すること
- (19) 労働契約に関すること
- (20) 訴訟行為に関すること
- (21) 寄附の受入れに関すること
- (22) 資産の賃貸借に関すること
- (23) 登記に関すること
- (24) 文書の開示に関すること

(25) 第3条から第6条に属さないものに関する事

(副会長)

第3条 副会長は、協会定款第21条第3項に基づく協会の業務執行理事として業務を執行する。

2 副会長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する順番で、その職務を代行する
- (2) 会長が特に委嘱した事項については、会長の決裁事項を代行する

(専務理事)

第4条 専務理事は、協会定款第21条第3項に基づく協会の業務執行理事として業務を執行する。

2 専務理事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長を補佐して業務を処理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する
- (2) 職員の研修に関する事
- (3) 職員の福利厚生に関する事
- (4) 職員の旅行命令に関する事 (様式第1号)
- (5) 1件の金額が200万円未満の契約に関する事
- (6) 1件の金額が200万円未満の収入及び200万円未満の支出予算の執行に関する事
- (7) 寄附金及び慶弔費の執行に関する事
- (8) 協会の所管事務に係る調査、報告、照会及び回答に関する事
- (9) 事務局長、館長及び施設責任者の休暇に関する事
- (10) 事務局長、館長、施設責任者の事務の引継ぎに関する事
- (11) 日雇い及び短期就労者に関する事
- (12) 職員の扶養家族の認定に関する事
- (13) 育児休暇、育児短期時間勤務及び介護休暇に関する事

(常務理事)

第5条 常務理事は、協会定款第21条第3項に基づく協会の業務執行理事として業務を執行する。

2 常務理事は、会長の命により専務理事を補佐するとともに各専門委員会を総括する。

(事務局長、館長、施設責任者)

第6条 事務局長、館長、施設責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 1件の金額が20万円未満の物品購入に関する事
- (2) 1件の金額が20万円未満の収入及び20万円未満の支出予算の執行に関する事
- (3) 所管業務に関する処理計画の立案及び実施に関する事
- (4) 所属職員に対する業務上の指導及び監督に関する事
- (5) 所属職員の旅行命令に関する事（様式第1号）
- (6) 所属職員の休暇に関する事
- (7) 所属職員の事務の引継ぎに関する事
- (8) 所属職員の事務の分担に関する事
- (9) 安全、衛生、防災管理に関する事
- (10) 届出、申請書、願書等の受理に関する事
- (11) 協会の所管事務のうち軽易な事務に関する事

（補則）

第7条 会長は、この規則の細部を定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人黒石市体育協会職務権限規程（平成14年4月1日、平成23年4月1日一部改正）は、廃止する。